

令和8年度三種町奨学生募集要項

三種町奨学生貸付条例に基づき、令和8年4月に高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学（職能短大・職能大学校・秋田県立技術専門校含む）に進学予定の方、又は在学中の方を対象として、奨学生を次の要領により募集します。3月に開催される選考委員会にて貸付の可否を決定した後、応募者に通知します。

1. 応募の資格

- (1) 品行方正であり、学業成績が優良であること。
- (2) 在学（最終出身）学校長が奨学生として推薦した者。
- (3) 町内に居住する者の子弟であること。
- (4) 学資金の支弁が困難な家庭であること。

2. 応募の手続き

奨学生及び入学一時金貸付願の手続きは、次の書類を添えて応募受付期間内に三種町教育委員会へ提出してください。

- (1) 奨学生貸付申請書
 - ・奨学生はあくまでも奨学生本人に貸付するものです。申請理由等は申請者本人が記入してください。
 - ・連帯保証人は保護者等（親またはこれに変わる者）1名。
 - ・連帯保証人は原則として秋田県に住所を有し、独立して生計を営み、十分な保証能力がある者 1名。

※返済能力があり、年齢は50歳程度を上限とします。

- (2) 戸籍抄本（奨学生本人分）
- (3) 在学校長の推薦書
- (4) 学業成績証明書
- (5) 保証人家計調書
- ・同一世帯で収入のある人全員分の所得課税証明書と、連帯保証人の所得課税証明書を添付してください。

※代理人が証明書を申請する場合は、委任状が必要となります。

- (6) 入学（合格）通知書等
 - ・在学者は在学証明書をご提出ください。
 - ・未入学者は入学（合格）通知書の写しをご提出ください。採用決定後、在学証明書を当該の学校へ請求し、令和8年4月24日（金）までにご提出ください

ようお願いいいたします。

3. 奨学金及び入学一時金の貸付月額

- (1) 高等学校 月額 2 万円以内、入学一時金 10 万円以内
- (2) 高等専門学校 1 ~ 3 年 月額 3 万円以内、入学一時金 10 万円以内
- (3) 高等専門学校 4 ~ 5 年 月額 5 万円以内
- (4) 専門学校・短大・大学 月額 5 万円以内、入学一時金 30 万円以内

4. 奨学金及び入学一時金の貸付期間

- (1) 奨学金の貸付期間は、それを受けた月から在学する学校の正規の修業年限まで。
- (2) 入学一時金の貸付は、入学初年度のみ。

5. 奨学金及び入学一時金の償還

奨学金及び入学一時金は、奨学金の貸付の終わった翌月から起算して 6 ヶ月を経過した後、10 年以内の月賦又は年賦で償還。なお、奨学金及び入学一時金は無利子です。

6. 応募受付

- (1) 期間 令和 8 年 2 月 2 日 (月) ~ 令和 8 年 2 月 27 日 (金)
- (2) 時間 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 提出先 三種町教育委員会 (三種町鹿渡字東二本柳 29-3)

7. 募集人員

若干名 ※応募者全員が奨学生に採用されるとは限りません。

◆ご不明な点等ございましたら、三種町教育委員会 総務学事係 (87-2115) までお問い合わせください。

貸付された奨学金は、卒業後償還していただきますが、奨学生からの償還金は後輩の奨学金として再び活用される仕組みになっています。

奨学金を希望する方は、奨学金の選考条件・償還方法・奨学金の意義等を十分理解の上、申請書を提出してください。

また、連帯保証人の選任や将来の生活設計等も熟慮の上、お申込みくださるようお願いいいたします。